

オープンデータ等を活用した効果的な路線・ダイヤ構築事業業務 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、オープンデータ等を活用した効果的な路線・ダイヤ構築事業業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務の名称

オープンデータ等を活用した効果的な路線・ダイヤ構築事業業務

(2) 業務主体

山形県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）

(3) 業務の内容

「オープンデータ等を活用した効果的な路線・ダイヤ構築事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、事業計画の詳細な内容については、当該事業者決定後に別途協議する。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(5) 予算上限額

1,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

次に掲げるすべての要件を満たすことを条件とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること
- ② 山形県内に事業所を有する事業者は、山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む）及び消費税を滞納していないこと
- ③ 消費税を滞納していないこと
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険者等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）
- ⑤ 山形県入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 235 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ⑧ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く）

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において

同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であること

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること

⑨本業務と類似の業務を受託した経験を有する者であること

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合や、その他不正な行為があったときは、失格とする。

- ①この要領に定めた応募資格が備わっていない場合
- ②提案書の提出方法、提出期限等がこの要領に適合しない場合
- ③提案書に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
- ④提案書に虚偽または不正があった場合
- ⑤審査員又は事務局職員に対して、直接又は間接的に本応募に関し援助を求めた場合
- ⑥提案の内容が委託料上限額を上回る場合
- ⑦その他、企画審査会において不適切と認められた場合

4 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ①参加申込書(様式1) 1部
- ②誓約書(様式2) 1部
- ③企画提案書(様式3) 6部
- ④事業計画書(様式4) 6部

※記載内容は「(2) 事業計画書の内容」を参照のこと

- ⑤会社概要書(様式5) 6部
- ⑥経費見積書(様式6) 6部

(2) 事業計画書の内容

- ・仕様書の内容を踏まえ、次の項目について作成すること
- ・様式は、A4判(A3判による折り込みも可)で任意(5ページ程度)

項目	記入内容
実施方針	○本県最上地域の現状を踏まえた同地域の持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図るための基本的な方向性等、本業務の遂行上の基本的な方針を記載すること。

<p>オープンデータ等を活用した効果的な路線・ダイヤ見直しモデル事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会分科会（仮）（以下、「分科会」という。）での路線・ダイヤ（以下、「路線」という。）見直し協議を円滑に行うための、運営支援方針を記載すること。 ○分科会から提供される路線バス等の利用実績や各種施設の利用状況、施設情報をどのように分析するか記載すること。また、当該データをわかりやすく可視化する方法について記載すること。 ○路線等見直しのプロセスを記載すること。 また、路線等見直しに必要なデータと収集先、提案者から提供可能なデータを記載すること。 ○分科会に招聘する有識者を記載するとともに、当該有識者の略歴や地域公共交通に関する実績を記載すること。 ○路線等見直しを行うにあたって、有識者と関係市町村・交通事業者との調整方法や、路線等見直し案作成に当たってのサポート方法について記載すること。
<p>オープンデータ等を活用した効果的な路線等見直し手法の整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○モデル事業を踏まえた、オープンデータ等を活用した効果的な路線等見直し指針の作成方針について記載すること。 ○市町村や交通事業者が自らオープンデータ等を活用した効果的な路線等見直しを行うことができる指針内容・構成を記載すること。 ○指針作成の手順を記載すること。
<p>業務工程・実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各業務の工程計画、スケジュール、人員体制を記載すること。 ○これまでの類似の業務実績などを記載すること。 ○協議会担当者との調整・打合せ方法などを記載すること。 ○新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた調整、県域を越える移動の自粛となった場合の対応等を記載すること。

(3) 提出期限

①参加申込書

令和4年7月15日（金）17時まで

②①以外の書類

令和4年7月22日（金）17時まで

(4) 提出方法

「10 提出・問合せ先」まで、持参または郵送（配達証明付き書留郵便かつ提出期限必着のものに限る。）により提出すること

5 企画提案書作成に係る質問

(1) 質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式7）により、原則として電子メールで行うものとし、件名を「路線・ダイヤ構築事業への問合せ」として、「10 提出・問合せ先」

へ提出すること

(2) 質問受付期限

令和4年7月15日（金）12時まで

(3) 質問等への回答

質問等への回答は、協議会事務局（山形県みらい企画創造部総合交通政策課）から質問があった全社に、原則として電子メールにより行う。

ただし、各社の独自規格に関わることなどについては、当該質問者のみに回答するものとする。

6 審査及び最優秀提案者の決定方法

(1) 協議会（山形県みらい企画創造部総合交通政策課）が設置する企画審査会において、別紙審査基準に基づき提案書類及び提案者からのプレゼンテーションにより審査を行い、審査の結果、評価点数の合計点数が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

(2) 審査の結果、評価点数の合計点数が、評価項目の最高得点の合計点数（100点）の5割に満たない提案は特定を見送る場合がある。

(3) 企画審査会の日時・場所等については、別途、各参加者に対し書面により通知する。審査の結果についても、同様に各参加者に対し書面により通知する。

(4) 提案者が一者のみの場合であっても審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

7 企画提案書等に係る著作権その他の扱い

(1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。

(2) 応募できる提案の数は、一参加者につき一件とする。

(3) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等の再提出及び差替えは認めない。

(5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。

(6) 公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、協議会が必要とするときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(7) 企画提案書等の応募書類については、第三者に開示する場合がある。

(8) 提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により報告すること。

(9) この公募及び契約については、協議会の都合により変更・中止する場合がある。

8 契約締結

(1) 審査の結果、最優秀提案者として選定された委託契約の候補者（以下「受託候補者」という。）と協議会との間で協議を行い、業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。

(2) 採択された提案等については、採択後に協議会と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。

(3) 受託候補者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは受託候補者が応

募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続きは行わず、審査会において次点の評価を受けた応募者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続等は、「10 提出・問合せ先」に定める担当において行う。
- (7) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ委託者と協議のうえ、委託者の承認を得たうえで変更することができるものとする。
- (8) 受託者に、受託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利を協議会に移転する。

9 企画提案書提出後のスケジュール

- (1) 企画審査会の開催 : 令和4年7月29日(金)(予定、別途通知)
- (2) 審査会結果通知 : 令和4年8月上旬(予定、別途通知)
- (3) 契約締結 : 令和4年8月上旬(予定)

10 提出・問合せ先

山形県地域公共交通活性化協議会(山形県みらい企画創造部総合交通政策課)

〒990-8570 山形市松波2-8-1

電話 : 023-630-3417

FAX : 023-630-3082